



隠岐の島駐在からのお知らせ 夏号



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 島根労働局第14次労働災害防止計画が策定されました！

労働災害を減少させ、安全で健康な職場環境を実現するため、2023年度から2027年度まで5年にわたって重点的に取り組む事項を定めた「島根労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。松江労働基準監督署では、計画の目標達成に向けた取組みを進めます。

《14次労働災害防止計画の目指す姿》

- ・死亡災害の撲滅を目指し、前5年比5%以上減少させ、年平均4人以下とする
- ・死傷災害の増加に歯止めをかけ、2027年までに減少させる

《14次労働災害防止計画の特色》

- ・事業場での取組実施率（アウトプット）と各種災害件数（アウトカム）を設定
- ・業種別の対策や健康確保対策の徹底のほか、企業の自発的な安全衛生対策を促す取組みを実施

▶ 島根労働局第14次労働災害防止計画についてはこちらをチェック！⇒



2 労働者の転倒災害の防止に取り組みましょう！

人は一般的に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります。特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します。転倒災害の防止のためには事業者による対策はもとより、労働者自身が作業に当たって十分注意することも必要です。「転びの予防 体力チェック」や「ロコチェック」で自身の身体機能等について確認しましょう。

▶ 職場の転倒防止対策についてはこちらをチェック！⇒



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



3 暑熱順化についてご存じですか？～ 熱中症予防対策 ～

暑熱順化とは体が暑さになれることです。暑熱順化をすることにより発汗までの時間が早くなり、体の温度上昇を食い止める働きがあります。一般的に暑熱順化には、数日から2週間程度かかると言われています。

しかし、せっかく暑熱順化できても、数日暑い環境から遠ざかると暑熱順化は失われてしまいます。よって、お盆休みや夏季休暇などの休み明けには、暑熱順化が失われている可能性が高いため、熱中症への注意が特に必要です！

▶ 職場における熱中症予防対策ポータルサイトをチェック！⇒



4 一人親方等や労働者以外の者に対する措置の義務化について

令和5年4月1日から危険有害な作業を請け負わせる一人親方等に対して、①局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと、②作業方法の周知や保護具使用についての周知が義務づけられました。また、同じ作業場所にいる労働者以外の人（資材搬入業者、警備員）に対しても、③保護具使用義務の周知、④立入禁止や飲食禁止の措置、⑤化学物質の有害性等の掲示を行う必要があります。

▶ 一人親方等の安全対策についてはこちらをチェック！⇒



労働災害発生状況（令和5年1月～6月）

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
			隠岐郡					
死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)
2	649	166	1	304	121	0	26	15

島根県最低賃金

857

時間額
円

